
大同大学研究不正行為取扱規程

(平成 20 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 学校法人大同学園就業規則第 43 条第 12 号に基づく大同大学(以下「本学」という。)における研究上の不正行為の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

(不正行為)

第 2 条 不正行為とは、研究の申請、実施、報告又は審査等における本学の職員及び学生等(以下「構成員」という。)又は構成員であつた者が本学在籍中に行つた次に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造(研究のデータ又は実験結果を偽造すること)
- (2) 改ざん(研究の試料・機材・過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究の成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと)
- (3) 盗用(他人の研究の内容又は文章を適切な手続きを経ることなしに流用すること)
- (4) 前三号までに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害
- (5) 学内及び学外の研究費等の不正使用
- (6) その他不正と考えられること

(不正行為の処理)

第 3 条 不正行為に係る調査、審理及び判定は、研究倫理委員会が行う。

(研究倫理責任者)

第 4 条 研究倫理責任者は、副学長のうち学長が指名した者をもつて充てる。

2 研究倫理責任者は、研究倫理委員会の任務を統括する。

(窓口)

第 5 条 不正行為に係る申立て及び情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を設置する。

2 窓口は、研究・産学連携支援室に置く。

3 窓口は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 不正行為に係る申立ての受付け
- (2) 不正行為に係る申立て、提供された情報の整理及び研究倫理責任者への取次ぎ
- (3) 異議申立ての学長への取次ぎ
- (4) 申立者への判定結果の通知

(申立て)

第 6 条 不正行為の疑いがあると判断した者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して 5 年以内に、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口へ提出することにより行わなければならない。この場合において、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 窓口は、不正行為の申立てを受付けた場合、前条第 3 項第 2 号の規定に基づき、研究倫理責任者に報告する。

(職権による調査)

第7条 学長は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究倫理責任者に命ずることができる。

(予備調査)

第8条 研究倫理責任者は、第6条による申立て又は前条による調査(以下「申立て等」という。)を受理又は命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

- 2 研究倫理責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。
- 3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、不正行為存在の可能性の有無について調査する。
- 4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究倫理委員会の委員のうち研究倫理責任者が指名した者 若干名
 - (2) 申立てに係る調査対象者(以下「調査対象者」という。)の所属の長
 - (3) その他研究倫理責任者が必要と認めた者
- 5 予備調査委員会の委員長は、前項第1号の委員のうち研究倫理責任者が指名した者をもって充てる。
- 6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。
- 7 予備調査委員会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を研究倫理委員会に報告しなければならない。ただし、不正の事実が一部でも確認された場合、調査期間中であってもその事実を研究倫理委員会に報告するものとし、研究倫理委員会は、当該競争的資金の配分機関(以下「配分機関」という。)に報告するものとする。
- 8 研究倫理委員会は、申立て等を受理した日から30日以内に、前項の報告に基づき本調査の要否を判定し、その結果を申立者及び調査対象者に通知するとともに、当該調査の対象が競争的資金の場合は、本調査の要否を当該配分機関に報告しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(本調査)

第9条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合には、研究倫理委員会は、速やかに本調査を実施しなければならない。

- 2 研究倫理委員会は、本調査を実施するため、調査委員会を置く。
- 3 調査委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面に基づき、不正行為の有無及び程度について調査する。
- 4 前項において調査対象が競争的資金の場合は、調査の実施に際し調査方針、調査対象及び方法等について当該配分機関に報告、協議するものとする。
- 5 調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 研究倫理委員会の委員のうち研究倫理責任者が指名した者 若干名
 - (2) 本学及び調査対象者と直接の利害関係のない第三者(弁護士、公認会計士等)

(3) その他研究倫理責任者が必要と認めた者

- 6 調査委員会の委員長は、前項第1号の委員のうち研究倫理責任者が指名した者をもって充てる。
- 7 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者からの事情聴取及び関係資料の調査を行うことができる。
- 8 調査委員会は、本調査の結果を研究倫理委員会に報告しなければならない。
- 9 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定し、前項の報告内容に記載するものとする。
- 10 調査対象が競争的資金の場合、調査委員会は、配分機関の求めに応じ、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に協力するものとし、申立ての受理から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を当該配分機関に提出するものとする。
- 11 前項の調査の過程において当該配分機関の求めがあった場合、又は調査が期限までに完了しない場合は、調査委員会は、調査の進捗状況報告及び中間報告等を当該配分機関に提出するものとする。

(研究費の使用停止)

第9条の2 学長は、調査実行に際して必要と判断した場合、調査対象となっている者に対して、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(審理及び判定)

第10条 研究倫理委員会は、第9条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し、判定を行う。

- 2 研究倫理委員会は、判定に当たっては、調査対象者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 研究倫理委員会は、第1項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。ただし、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(異議申し立て)

第11条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、学長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 前項の異議申し立ては、所定の異議申立書を窓口に出すことにより行わなければならない。
- 3 第1項の異議申し立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して20日以内に行わなければならない。

(不服審査委員会)

第12条 学長は、前条の異議申し立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

- 2 不服審査委員会は、前条の異議申し立てをもとに、研究倫理委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性につい

て判定し、その結果を学長に報告しなければならない。

- 3 不服審査委員会の委員は、学長が指名した者5名をもって組織する。
- 4 不服審査委員会の委員長は、前項の委員のうち学長が指名した者をもって充てる。
- 5 不服審査委員会の委員は、研究倫理委員会、予備調査委員会及び調査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 6 学長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。ただし、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(再審理)

第13条 学長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、研究倫理委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。

- 2 研究倫理委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第9条及び第10条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。
- 3 研究倫理委員会は、前項の判定の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。ただし、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
- 4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

第14条 学長は、判定に基づき不正行為の有無及び程度を裁定するものとする。

- 2 学長は、不正行為のあった場合には、職員及び構成員であった者については理事長に、大学院学生については大学院研究科長に、また学部学生については学生部長に要請するものとする。

(調査対象者の保護)

第15条 研究倫理責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、研究倫理委員会の審議を経て、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第16条 研究倫理委員会、予備調査委員会、調査委員会及び不服審査委員会は、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、必要があると認めたときは、申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第17条 不正行為に係る申立てに関係する者は、当該申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

(不利益取扱の禁止)

第18条 当該不正行為の調査に係わった者は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立て

に関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 研究倫理責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持)

- 第 19 条** 不正行為に係る申立てに係った者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正目的の申し立て)

- 第 20 条** 研究倫理責任者は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもって虚偽の申立てその他不正を目的とする申立て(以下「不正目的の申し立て」という。)を行った者について、研究倫理委員会の審議を経て、必要な措置を講じなければならない。

- 2 学長及び研究倫理責任者は、予備調査、本調査又は再調査の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申し立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

- 第 1 条** この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 第 1 条** この改正規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。(平成 21 年 4 月 1 日校名変更)

附 則

- 第 1 条** この改正規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 第 1 条** この改正規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 第 1 条** この改正規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。